

小郡市子ども読書活動推進計画

第3次

小郡市・小郡市教育委員会

平成27年3月

はじめに	-----	2
第1章 計画策定の背景	-----	3
1. 子どもの読書活動の意義		
2. 子どもの読書活動の現状		
3. 国の動向		
4. 県の動向		
第2章 子ども読書活動推進計画の基本的な考え方	-----	8
1. 計画の趣旨		
2. 計画の目標		
3. 計画の期間		
第3章 子どもの読書活動推進のための取組	-----	11
1. 家庭・地域		
2. 幼稚園・保育所(園)		
3. 学校		
4. 図書館		
第4章 施策の効果的な推進に向けて	-----	24
1. 関係機関との連携・協力		
2. 啓発・広報等の推進		
3. 財政上の措置		
4. 今後の取組について		
第5章 子ども読書活動推進計画の実施体系	-----	25
資料1 「子どもの読書活動の推進に関する法律」		
資料2 「第三次 子ども読書活動の推進に関する基本的な計画」(概要)		
資料3 「文字・活字振興法」		
資料4 「国民読書年に関する決議」		
資料5 「小郡市読書ボランティアグループ一覧」		
資料6 「小郡市子どもの読書活動推進計画策定委員」		

はじめに

読書は、子どもが言葉を学び、本の世界の中でイメージを広げるなどの経験を通して、読解力・表現力・想像力を高め、知性や感性を豊かなものにしてくれます。また、本を読むことは人間性や道徳性を培い、人生をより良く生きていく上で欠かすことのできないものです。

急激な社会の変化とともに、子どもを取り巻く読書環境は大きく変わってきています。本を読まないという状況が広がっているなかで、読書離れや活字離れが引き起こす表現力の不足により、コミュニケーション能力が低下し、そのことが原因で衝撃的な行動につながったという社会現象も指摘されるようになってきました。そのため、効果的な施策を総合的に推進して、社会全体で子どもの読書活動を支援し、浸透させていく必要があります。

本市では、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年12月施行）に基づく国の「基本計画」及び福岡県の「推進計画」をもとに、平成16年度に「小郡市子ども読書活動推進計画」（以下、「第1次計画」）を策定しました。

また、平成22年度には、「第1次計画」の取り組みの成果を検証しながら「読書のまちづくり日本一」を目指して「第2次小郡市子ども読書活動推進計画」（以下、「第2次計画」）を策定しました。そして、平成23年度に策定された「第5次小郡市総合振興計画」（平成23年度～平成32年度）では「読書のまちづくり日本一」を明文化しています。

「第2次計画」の5年間の実施期間には、各関係機関でのさまざまな取組をもって子どもを読書へ誘う働きかけがなされましたが、不読率（1ヶ月の間に1冊も本を読まなかった割合）などの課題もあり計画の目的を十分に果たしたとはいえません。

そこで、子どもを取り巻く社会環境等を考慮し、時代に即した新たな「第3次小郡市子ども読書活動推進計画」を策定しました。

第1章 計画策定の背景

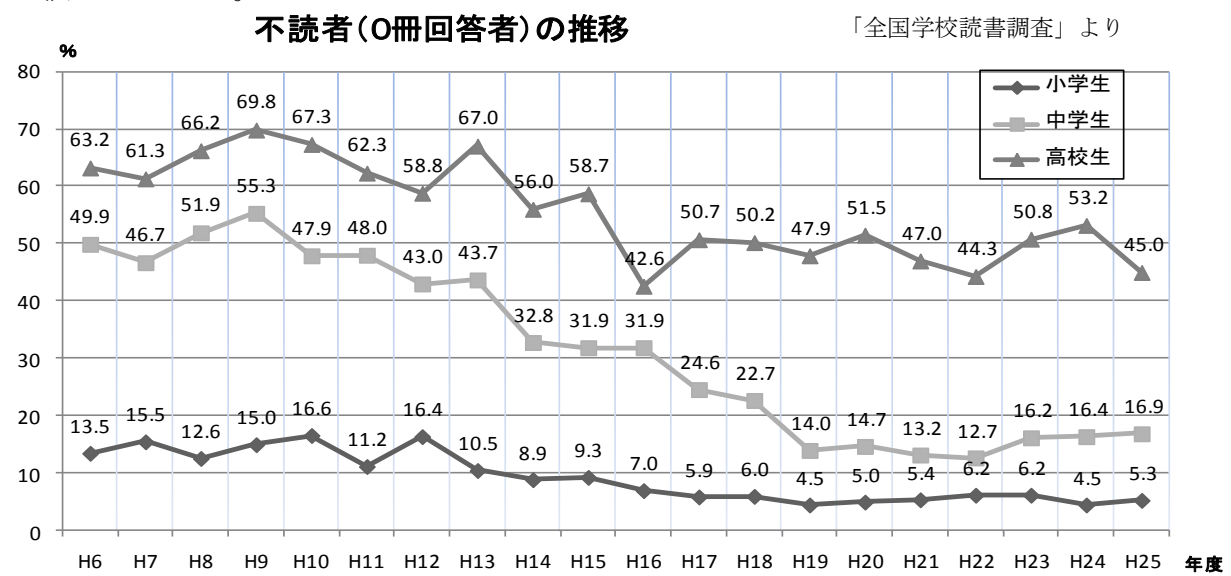
1. 子どもの読書活動の意義

読み聞かせ(※1) や自分で読書をするにより、子どもは未知の世界を知り想像力や創造力を体得し、日常の直接体験では得られない発見や出会いに触れることができます。その体験によって視野が広がり、言葉や心理を理解し、豊かな感情や感性が育まれていきます。また、読書は自己実現を図っていくことの手助けもしてくれます。子どもが多くの情報や知識を習得し、様々な人々の生き方に触れることで、将来への夢や希望に心をとくめかせるなどの喜びを感じとることもできます。

このように「読書活動」には、子ども自身が正しい判断力を持ち生命の大切さを感じ取り、思いやりの心と生きる喜びを見いだす、子どもの成長に欠くことのできない重要なはたらきがあります。この健全な成長を支えるためには、子どもの読書活動を社会全体で積極的に推進していく必要があります。

2. 子どもの読書活動の現状

(社)全国学校図書館協議会と毎日新聞が実施した「第55回学校読書調査」(平成21年度調査)では、中学・高校の不読率が、昨年度を下回るという結果が出ました。これは、「朝の読書」(※2) など、さまざまな読書活動推進の取組によって、子どもが本に触れる機会が増えたことによる効果が上がったものであると評価されました。



※1 読み聞かせ …… 子どもたちに絵本等を見せながら、語り手が文章を読み内容を伝える

※2 朝の読書 …… 学校で毎朝始業前の10分間、児童生徒教職員全員が本を読む運動。1988年、千葉県の高校教諭 林 公(はやしひろし)氏が提唱して実践したのが始まり

ところが「第59回学校読書調査」（平成25年度調査）では、小学生はやや増加し、中学生は3年続いて上昇しています。

平成26年度、文部科学省が実施した「全国学力・学習状況調査」(※3)と同時に実施した質問では、平日に携帯電話やスマートフォンで通話・メール・インターネットを1日1時間以上している児童・生徒の割合は、小学校で15.1%、中学校で47.6%でした。また、ゲーム機、携帯電話、スマートフォン等を含むゲームを平日に1時間以上する割合は、小学6年生54.4%、中学3年生55.9%で、年々増加傾向にあることがわかりました。これらの電子メディアの利用時間が短いほど学力テストの正解率が高いことから、文部科学省は、家庭での電子メディアとの付き合い方について注意を促しています。

スマートフォンなどの電子メディアの発達とともに、これからますます活字離れ、読書離れが進み、その傾向が低年齢層にも広がる可能性は否めません。

小郡市では、「平成26年度全国学力・学習状況調査」の読書に関する質問に対して、全国平均に比べ「読書が好き」と回答した児童生徒が多く、学校の授業時間以外に全く読書をしない数値は低いとの結果が出ました。

これからさらに読書好きの子どもを増やしていくためにも、中学生・高校生の世代に関しては、読書活動を促す取組に力を入れ、小学生に関しても、読書に関心のない児童には特に、読書へ誘う細かい心配りを行うことが大切です。そして同時に、図書館での貸出冊数など、読書量のみにとらわれない、読書の質を深める取組が必要です。

また、成長の早い段階から読書の習慣を身に付けるために、保護者、保育・教育関係者など、子どもにとって身近な大人が読書活動に理解と関心を持ち、地域社会全体での連携した取組が必要だといえます。

※3 全国学力・学習状況調査 …… 文部科学省が2007年より日本全国の小中学校の最高学年（小学6年生、中学3年生）全員を対象として行っているテスト。算数・数学、国語、理科(2012年から)の3科目で、それぞれ知識力を問う問題と知識活用力を問う問題の2種類に分かれている。また、学力を問う問題だけでなく、児童・生徒の学習・生活環境の質問（アンケート調査）も行う。

3. 国の動向

国は、読書の持つ計り知れない価値を認識し、子どもの読書活動について国を挙げて支援するため、平成12年を「子ども読書年」と決めました。平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」(※4)が施行され、その中で子ども読書活動の推進に関しての基本的な理念と行動内容を定め、国と地方自治体の責務を明らかにしています。

平成14年8月に同法に基づく「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定され、あらゆる機会とあらゆる場所において読書活動を行うことができるよう、総合的に読書環境の整備を推進することを求めています。

平成20年3月には、この計画の取組と成果を踏まえ、「第二次 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、さらに、平成25年5月には「子どもの読書活動の推進に関する様々な取組を行っているものの、依然として、学校段階が進むにつれて子どもの読書離れが顕著になる傾向は改善されていないこと、町村では市町村推進計画の策定率が低く地域によって大きな差が見られること等、課題も見られる」として、「第三次 基本計画」を策定しました。

その間、平成20年6月には、国は国会決議により、平成22年を「国民読書年」とすることを定め、読書推進に向けた機運を高めていくため「政官民が協力のもと、国をあげてあらゆる努力を重ねること」を宣言しました。その取組の一環として、平成22年7月には文部科学省に「国民の読書推進に関する協力者会議」を設置し、同会議の報告書「人の、地域の、日本の未来を育てる読書環境の実現のために」(平成23年9月)では、人材育成や環境整備等が提言されました。

平成20年6月には図書館法の改正(※5)も行われ、さらに、社会の変化や図書館に対する新たな課題への対応の必要性を受け、平成24年12月に図書館の設置及び運営上の望ましい基準を改正しました。

また、平成25年6月に策定された「第2期教育振興基本計画」では、基本施策のひとつとして「良好で質の高い学びを実現する教育環境の整備」を掲げ、「学校図書館図書整備5か年計画」等に基づく学校図書館設備の充実を図るとしています。

※4 「子どもの読書活動の推進に関する法律」……子どもの読書活動の重要性に鑑み、子どもが自主的な読書活動を行うことができるよう、積極的に読書環境の整備を図るために制定された法律

※5 図書館法の改正……図書館は、図書館奉仕のため、学校教育を援助し、家庭教育の向上に資することとなるように留意し、図書館が行う事業として学習効果を活用して行う教育活動の機会を提供することなどに努めること、図書館の運営状況に関する評価・改善と情報提供に努める規程の整備、司書及び司書補の資格要件の見直し、文部科学大臣及び都道府県教育委員会は司書等の資質向上のために必要な研修の実施に努める規程などを追加した

子どもの読書環境整備に関する動きとして、平成26年6月には国会において、「学校図書館法の一部を改正する法律」(※6)が可決されました。この法律で、学校司書は法的に位置づけされ、国や地方公共団体は、「学校に学校司書を配置し、その資質向上を図るために研修の実施など必要な措置を講じること」に努めるよう定められました。

平成21年6月に公布された著作権法の一部を改正する法律が、一部を除いて平成22年1月から施行され、視覚著作物をそのままの形で利用することが困難な人のために、求める著作物に対して録音、拡大、映像化などの加工を施すことが可能になりました。また、平成25年6月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(※7)が成立し、平成28年4月に施行されます。この法律によって、国や地方公共団体、独立行政法人、民間企業は障害者の求めに応じて合理的配慮を行うことが義務付けられることになり、公共図書館では、読書に障害がある人に対して、資料やサービスの充実をはかることが必要となります。

※6 学校図書館法の一部を改正する法律 ……学校図書館の職務に従事する職員を学校司書として位置付け、これを学校に置くよう努め、学校司書の資質の向上を図るため研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めることとするよう改正された

※7 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（「障害者差別解消法」） ……国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的する法律

4. 県の動向

福岡県は、「将来の夢や目標を持ち、それに向かって努力する人間性豊かな青少年の育成」を目指す県民運動「青少年アンビシャス運動」を推進しています。この運動のひとつに「読書をしよう」という提案がなされ、地域や家庭での読み聞かせ活動が活発になってきています。運動の一環として平成13年度から「本のわくわく探検事業」(※8)、平成22年度からは、「だっこDEブックプロジェクト」が始まり、幼児期から読書に親しむ環境づくりを推進しています。

また、平成16年2月に「福岡県子ども読書推進計画」が策定され、平成22年3月に計画の改訂が行われました。

平成24年3月、県は総合計画を策定し、この計画における教育分野については教育振興基本計画として位置付けることとし、平成24年度から福岡県教育施策実施計画を策定しています。その施策のひとつ「読書活動の充実」では「福岡県子ども読書推進計画」に基づき、家庭や地域における子どもの読書活動や学校全体での日常的な読書活動を推進すること、司書教諭等による読書指導の充実を図ることなどがあげられています。

また、「教育力向上福岡県民運動」(※9)の一環として、平成23年度から平成25年度まで、福岡県下の小学生を対象に「小学生読書リーダー養成講座」(※10)を開催しました。

福岡県立図書館に事務局を置き、県内の公共図書館及び図書室で組織する「福岡県公共図書館等協議会」では、平成25年6月に「福岡県内での学校図書館支援サービスの具体的な取組」(※11)をまとめ、学校図書館を整備するための具体的な支援策等を、数値目標を定めて提案しました。また、市町村での取組を調査し、平成26年3月に、報告書『平成25年度 学校支援サービスの具体的な取組について』の取組状況について」としてまとめました。

-
- ※8 本のわくわく探検事業 ……福岡県内を福岡地区、北九州地区、北筑後地区、南筑後地区、筑豊地区、京築地区、福岡市地区、北九州市地区の8地区において実行委員会を設置し、子どもの読書推進のための読書フォーラム、読書ボランティア養成講座、読書ボランティア派遣事業の主に3つの事業を行った
- ※9 教育力向上福岡県民運動 ……教育力向上福岡県民会議の提言である「福岡の教育ビジョン」の実現をめざし、子どもにかかわる県民一人一人の教育力を高めるとともに、学校・家庭・地域が主体的にそれぞれの教育力を高めながら、「福岡がめざす子ども～志をもって意欲的に学び、自律心と思いやりの心をもつ、たくましい子ども～」を育てる県民運動
- ※10 小学生読書リーダー養成講座……小学生期における読書活動の充実と読書週間の定着を図ることを目的に「小学生読書リーダー活動推進事業」を県内全域で実施した。各地域で実施される「小学生読書リーダー養成講座」を修了し、「小学生読書リーダー」として県から認定された小学生が、各自の小学校で読書のリーダーとして活躍し、読書活動の推進を図った
- ※11 福岡県内での学校図書館支援サービスの具体的な取組……福岡県立図書館が県内の図書館での学校図書館支援の実態を調査した結果を踏まえ、①推進体制の整備②人的・物的支援の充実③県の取組を紹介して、実施率をあげるために数値目標を定め提案した。「取組」の「配送システム・ネットワークシステムの整備・検討の項目では、小都市のネットワークが先進事例として紹介された

第2章 子ども読書活動推進計画の基本的な考え方

1. 計画の趣旨

この「推進計画」は、次に示すような子どもの発達段階に応じた理想的な読書環境をつくり、その段階ごとにふさわしい本との出会いを働きかけて、読書の持つ大きな力で子どもの成長を支えていくことを目的としています。

小郡市では、子どもたち一人一人の読書活動が高まっていくように、また、読書を子どもの成長過程における心の栄養とするように、子どもの読書活動の環境を総合的に整えていきます。

乳児期

乳児期は心身の成長のうえで基礎となる大切な時期です。赤ちゃんの頃から、親をはじめとするまわりの大人たちが愛情たっぷりの語りかけをすることで、情緒が安定し豊かな感性が育まれます。この時期に親子で一緒に絵本をみることは子どもにとってことばの獲得だけではなく、スキンシップを通して親子の絆を深める重要な役割を果たします。このような絵本をみる楽しい時間を、早い時期から習慣として持つことが必要です。

幼児期

この頃になると幼稚園や保育所(園)に通う子どもも多く、集団生活を経験することで少しずつ自分の世界が広がっていき、友だちもできて、ことばも豊かになり、少しずつ日常会話ができるようになります。また、絵本の簡単なストーリーがわかるようになり、日常生活のなかで絵本の中の出来事をまねたり、話したりと、十分に絵本の世界を楽しむことができます。このようななかかわりの中で自分のお気に入りの絵本が生まれ、それを何度も読んでもらいたがります。子どもの欲求に応え読書意欲を満たすためにも、周りの大人が深く関わっていくことが必要です。この時期に出会った絵本の記憶は、読んでもらった思い出とともに心の糧となり、成長していく過程で子どもを励まし、希望を与え続けるものとなります。

小学生

学齢に達すると、文字を習い自分でも本が読めるようになりますが、はじめは文字を拾い読みするのが精一杯で、物語の内容を理解してストーリーを楽しむ余裕はありません。読んでもらえば長いおはなしも理解できるので、文字の読み書きをできるようになっても、子どもが読んでもらうことを希望

するうちは、引き続き読んであげることが大切です。

この時期に読んでもらうことで、読書の楽しみを味わった子どもは、中学年以上になると読みごたえのある物語や古典的名作、科学や歴史の本なども読むことができるようになってきます。ただし、それらの本は普段では手に取らないことが多いので、学校や図書館では、ブックトーク(※12)などの方法を使い、上手に紹介してあげる必要があります。また、家庭でも読書を楽しむ習慣をつくるのが大切です。

中学生から高校生

子どもから大人への過渡期に当たります。思春期を迎えるこの時期は身体的にも心理的にも不安定で、さまざまな悩みを抱える時期です。個人の興味や関心が広がり、本をよく読む子どもと読まない子どもにわかれます。しかし、悩みや問題と向き合ったときに読書を通して答えを得ることもあり、そのためにも、自由に幅広く読書ができるように読書環境を整えておくことが重要です。一方、高度な知識を習得したいという欲求やいろいろな事柄への関心も強くなるので、家庭や社会はこの年代の子どもたちに十分な情報提供ができるように対応していかなければなりません。また、子どもたちはこの時期に、図書館の有効な活用方法を学んでおくことも必要です。

※12 ブックトーク ……一つのテーマに沿っていろいろな種類の本を紹介していき、違った分野の本に興味を持ってもらい、読書の幅を広げるきっかけをつくる

2. 計画の目標

(1) 家庭・地域・学校・図書館での子どもの読書活動の推進

家庭・地域・学校・図書館のそれぞれが担うべき役割を明確にし、それに応じた取組が主体的にできるよう努めていきます。また、相互に連携・協力した取組ができるよう、ネットワークを構築していきます。

(2) 子どもの読書活動推進のための環境整備及び推進者の育成・支援

子どもの読書習慣を培い、知識・想像力を豊かにするために、資料の充実と施設等の整備を図ります。また、読書活動の専門的職員の資質向上や読書ボランティア(※13)の育成等に取り組みその活動を支援していきます。

(3) 子どもの読書活動への理解と関心を深めるための啓発活動

子どもの読書の意義や重要性について、市民への理解と関心を深めていく必要があります。講演会・研修会・イベント等の読書活動関連の事業を行い、広く啓発活動を進めます。また、あらゆる機会に子どもの読書に関する様々な情報を提供し、社会的理解を求めていきます。

3. 計画の期間

平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

※13 読書ボランティア ……子どもと本を結び付けるために、公共施設や学校などでおはなし会等の活動を行うボランティアのこと

第3章 子どもの読書活動推進のための具体的な取組

1. 家庭・地域

生活の基本の場である家庭は、子どもが読書習慣を身に付けるいちばん身近な場所です。保護者が子どもの成長に合わせて「語りかけ」や「読み聞かせ」をすることは、子どもにとって楽しい経験であり、読書活動の基礎ともなります。読書を習慣づけるためには周囲の大人が読書に親しみ、本に親しむ環境をつくり、「読書の楽しさ」を体験させ、読書の素晴らしさを教えることが必要です。また、子どもの個性をよく知っている保護者が、その時々興味や悩みに答えたり関心を膨らませたりできる本を示すことにより、成長過程での読書意欲の向上につながります。

地域にある身近な施設の図書コーナーは、子どもたちが学校外で本と出会う場所であり、自由な読書活動の場となっています。これらの施設では地域性や運営の特色を活かした図書サービスを行っており、本の魅力を最大限に紹介しています。今後も、子どもたちが遊びや楽しみの中で、自然に本と親しめる読書環境を整えていきます。

(1) 家庭での子どもの読書活動の推進

① 「おはなし会」(※14)等の充実と参加の呼びかけ

図書館や校区公民館では、子どもの読書活動に関するさまざまな行事を開催しています。今後も、テーマに沿った本や絵本・紙芝居を使った「おはなし会」や読み聞かせなど、親子で参加してふれあえる魅力的な行事をより多く提供するとともに、読書ボランティアや活動グループを支援して開催の機会や内容の充実を図っていきます。また、これらの行事を周知するために、チラシや広報誌、公民館だより等によるPRに努めます。

※14 おはなし会 ……子どもたちを集めておはなしを聞かせる集まりのこと。主に図書館や学校、文庫などで行われる。おはなし会の内容は対象となる子どもの年齢にあわせて、絵本や紙芝居の読み聞かせ、ストーリーテリング（物語を覚えて本を使わずに語ること）などを組み合わせプログラムを作り、子どもが興味を持つように工夫して行われる

②ブックスタート事業(※15)の推進

10か月児健康診査時に絵本の紹介をしながら、お気に入りの絵本等(ブックスタートパック)を手渡しています。その際に、読み聞かせのアドバイスを行うとともに、早い時期に本とふれあうきっかけをつくる大切さを説明しています。

この事業効果を検討するために平成15年からアンケート調査を実施しており、福岡女学院大学との分析研究をすすめています。アンケートの中間分析では「普段から子どもと絵本を介したコミュニケーションをとっている母親は育児ストレスが低く、安心感を持って育児にのぞんでいる」「読み聞かせを行う父親は育児にも積極的に関わっている」「読書が好きな保護者の子どもは読書好きになる傾向がある」などの結果が出ています。

このように子育て支援事業として効果のあるブックスタートの普及のために、対象者全員が説明を受けることができるよう、健康課が郵送する10か月健康診査の案内にブックスタートのチラシを同封したり、未受診者に対して図書館で説明を行うための情報を提供したりするなどの連携をして、引き続き、事業の継続と充実を図っていきます。

また、ブックスタートを受けた後のフォローアップとして、発達段階に応じた本との出会いを支援するために、乳幼児を対象としたおはなし会や保護者に絵本などを紹介する機会を設けることを検討します。

(2)子どもの読書活動推進のための環境整備及び推進者の育成・支援

①選定絵本・図書リストの活用

乳幼児健診等の機会に「おすすめの絵本リスト」を配付して保護者に図書情報を提供しており、家庭での読書活動を推進しています。今後も、乳幼児から就学前までの発達段階に見合った絵本を選定して、リストアップした冊子の活用をすすめていきます。

図書館・学校では子ども向けに図書リストを作成して本の紹介を行い、子どもの成長や状況に応じた図書情報を提供していきます。

②学童保育所における読書活動の充実

施設の状況に応じて、おはなし会や読み聞かせを行ったり図書コーナーを設置したりして、遊びの中で本とふれあい、読書に親しむ環境をつくっています。今後も、図書館や読書ボランティア等の協力を得ながら、楽しい読書行事を開催していきます。また、図書館の団体貸出等を利用して、図書コーナーの充実を図

※15 ブックスタート事業 …… 1992年に英国ブックトラストの推進によりイギリスのパーミンガムで、始まった運動。自治体の乳幼児健診などの際に図書館職員やボランティアなどが、絵本の読み方や語りかけの方法を説明しながら絵本を手渡す

っていきます。

③推進者への支援

市内17カ所にあるアンビシャス広場で、読書に関する活動が行われるよう、情報提供や図書館の本を貸し出して、活動の支援を行います。

また、青少年育成市民会議など、子どもに関する活動を行う団体に対して、働きかけを行います。

(3)子どもの読書活動への理解と関心を深めるための啓発活動

①「読書活動関連の講座」の開催

読書に関する様々な情報提供を行って子どもの読書活動への関心を高めていき、その重要性についての理解を促します。そのために、子育てを支援する関連施設や関係機関において、子どもたちを取り巻く大人や保護者を対象にした講座や教室、講演会を開催していきます。

②子ども読書の日・読書週間の取組

4月23日は「子ども読書の日」(※16)として制定(「子どもの読書活動の推進に関する法律」平成13年12月施行)されました。法律の趣旨に沿った様々な行事を開催して、子どもの読書活動推進のための積極的な取組を行います。また、こどもの読書週間と秋の読書週間は本とのふれあいを再認識する絶好の機会であり、引き続き、啓発広報を行っていきます。

③「家読(うちどく)」への取組

子どもが読書習慣を身に付けるためには、家庭での読書環境を整えることが大切です。いつも身近な場所に本があり、子どもの周りにいる大人が普段から本に親しむ姿を示すことは、子どもが読書に興味を持つきっかけとなります。また、家庭での読書を習慣づけることは、テレビやスマートフォンなど電子メディアとの過度な関わりを軽減し、生活習慣を整えることにもつながります。「家読」(※17)は、本を介した家族間のコミュニケーションを推奨する運動です。「家読」を推進することにより、家庭での読書環境が整備されるよう取り組みます。

※16「子ども読書の日」……「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき制定され、国や地方公共団体に対し、子どもが本と出会うための事業を実施するよう求めている

※17「家読」……「朝の読書」で読書の習慣を身に付けた子どもたちを手本に、家庭でも読書を習慣付けようと、2006年に書籍等の取次会社(株)トーハンが提唱し始まった読書運動。本を介して家族間のコミュニケーションを深めることを目的とし、家族で一緒に本を読んで感想を語り合うことなどを勧めている。小郡市では、ブックスタートから家読へと、引き続き家庭での読書を習慣づけることを推進している

平成24年度から、モデル校に指定した同一校区の市立保育所、幼稚園、小学校では、家読の記録冊子「うちどくダイアリー」の配布、保護者向けの読書講演会などを行い、重点的に家読の推進を図っています。

今後は「家読」が市の全体的な取り組みとなるよう、継続的な働きかけを行います。

2. 幼稚園・保育所(園)・地域子育て支援拠点

幼稚園・保育所(園)は子どもたちが早い時期から本と出会う場になるので、子どもたちの身近に本とふれあう環境を整備し、絵本などに親しむ機会を提供することが必要です。子どもたちが先生や友だちと一緒に絵本を楽しむことで、本に対する興味や関心が持てるようになり、より豊かな感性が育ち、人への愛情や信頼感が育まれていきます。そのために、幼稚園・保育所(園)では年齢に応じた絵本を選んで読み聞かせをして、本に親しめるきっかけづくりをしています。これらの読書活動は子どもたちの心を育てていく大切なものとなるため、保護者にも積極的に働きかけていきます。

また、地域子育て支援拠点として設置されている「子育て支援センター」や「つどいの広場」でも、未就園児の親子を対象にした絵本の読み聞かせなどを行い、豊かな心を育むための子育てを支援していきます。

(1)子どもの読書活動の推進

①絵本や物語に親しむ取組

幼稚園・保育所(園)では、教諭や保育士による絵本の読み聞かせや紙芝居を活動時間の中に積極的に取り入れ、絵や言葉の中に喜びや楽しさを見つけるための読書活動を行っています。そのなかで保護者や読書ボランティアによる「おはなし会」を実施しているところもあり、今後は全体的な取組となるように努めます。

また、子どもたちがふだんとは違った絵本や物語と身近に出会えるように、移動図書館車(しらさぎ号)や団体貸出の利用も充実させていきます。

②幼稚園や保育所(園)における未就園児への取組

家庭で、保護者が子どもの反応を見ながら、絵本を使って肉声での語りかけを十分に行うことが、子どものすこやかな成長にはかせません。各幼稚園や保育所(園)では未就園児の来園の機会をとらえ、家庭に絵本を貸し出すなど、入園までの読書体験を支援するための取組を行っています。

③地域子育て支援拠点での取組

市内3か所に設置された「子育て支援センター」と東野校区公民館の「つどいの広場」では、未就園児とその保護者が絵本を介したコミュニケーションを図れるように、職員や読書ボランティアによる絵本の読み聞かせや絵本の貸し出しなどを行っています。

④家庭教育学級での取組

子どもの成長段階に応じた保護者向け家庭教育学級の中で、読書習慣をつけるための講座を設け、規則正しい生活習慣づくりと合わせ、子どもの成長段階に応じた読書活動への理解と関心を深めるように努めます。

(2)子どもの読書活動推進のための環境整備及び推進者の育成・支援

①図書スペースの確保と図書の充実

子どもたちがいつでも好きな絵本にふれられるような場所に「図書コーナー」を設置して、自発的な読書習慣や継続的な読書活動を育てていきます。また、子どもが手に取るような魅力ある図書を揃えて、内容の充実を図っていきます。そのために、図書館との連携を持ちながら団体貸出の利用をすすめていきます。

②推進者の育成・支援

これらの読書活動を充実させるために、幼稚園・保育所（園）では、教諭や保育士が読書指導や図書の利用指導を学ぶために、研修会や講習会への積極的な参加をすすめていきます。

(3)子どもの読書活動への理解と関心を深めるための啓発活動

①保護者へのはたらきかけ

各幼稚園や保育所（園）、図書館との連携を深め、読書活動の情報交換を行っていきます。

保護者には、講演会などで乳幼児期からの読書（読み聞かせ）の大切さや絵本の楽しさを伝え、成長に応じた絵本の選び方や選定図書リスト等の紹介をしていきます。

また、家庭でも本と親しむ機会がもたれるように、図書コーナーから絵本の貸出を行い、親子読書へのはたらきかけを行っていきます。

3. 学 校

市内の小中学校、高等学校では、子どもの成長に応じた読書活動の充実を図っていきます。また、教職員連携のもと、読書の楽しさを味わえるような指導の工夫や取り組みを一層充実させます。さらに、子ども一人一人が生涯にわたって読書に親しみ、読書を通じて生活を豊かにすることができるようにサポートし、子どもたちが自分の考えを広げたり深めたりする能力が育つ環境を整えていきます。

(1)学校での子どもの読書活動の推進

①学校の特色を活かした読書指導・読書活動の取組

「朝の10分間読書」や一斉読書時間の設定等により、自由で主体的な読書環境を作っています。さらに読書ボランティアやゲストティーチャー(※18)による「読み聞かせ」や「ブックトーク」を行うなど、各学校の状況や目標に応じた読書活動を推進していきます。

また、「小・中学校学習指導要領」に基づき、児童・生徒の言語力を育むための読書への取組を行っていきます。

②学校図書館の運営

学校図書館の運営は、学校司書・司書教諭等を中心に全教職員連携の下に行います。また、図書の貸出・返却をはじめとする図書館運営には図書委員会(児童生徒)のかかわりが非常に大きく、それぞれの役割を明確にして、学校における読書活動の充実を図っていきます。

③学校図書館支援センターの設置

学校図書館が十分に活用され機能するためには、あらゆる教育機関との連携が必要です。司書教諭や学校司書に情報を提供し活動をサポートするために、平成18年度から学校図書館支援センターを設置しスタッフを配置して、学校図書館の機能向上と公共図書館等、教育機関との連携を推進しています。引き続き学校図書館支援センターの専門スタッフによる学校図書館支援に力を入れていきます。

④学校と市教育委員会との連携

学校と市教育委員会(教務課・図書館)が連携を密にして、読書活動の推進に当たっていかなければなりません。各学校との情報交換や読書活動実践例の紹介、優良事例の検討実施など、読書活動の総合調整指導を行うとともに、学校司

※18 ゲストティーチャー・・・地域の特色ある教材で授業を行うために、学校に招いている地域の人材

書や司書教諭向けの研修会・講習会等を充実して、より一層の学校読書活動を推進していきます。

⑤高等学校ほか

市内高等学校、専門学校、特別支援学校、私立小学校との情報交換を行い、読書活動の推進を働きかけていきます。そのために、相互に連携・協力していくための組織づくりを行い、より効果的な取組としていきます。

(2)子どもの読書活動推進のための環境整備及び推進者の育成・支援

①学校図書館の「読書センター」機能と「学習・情報センター」機能の充実

児童生徒が生涯にわたる読書習慣を身につけ、読書の幅を広げるため、読書の機会の拡充や図書の紹介、様々な図書に触れる機会を確保します。

また、学校図書館が「読書センター」としての機能と「学習・情報センター」としての機能を果たせるよう学校司書・司書教諭の連携を深め、全教職員の共通理解を図っていきます。

②学校図書館の情報通信ネットワークシステムの利用

学校図書館にネットワークコンピュータを配置しており、市立図書館や他校図書館の蔵書情報を得ることができます。平成22年度には公共図書館と学校図書館の一体型新システムを導入しました。児童・生徒が自由に本を検索できるように、市内の小中高等学校図書館に館内OPAC(※19)を設置し、活用を図っていきます。

また、定期運行している巡回配本車を利用することにより、他館資料の相互貸借や、埋蔵文化財センターが所蔵する土器等の実物資料「貸出セット」の利用も可能になっています。このネットワークには高等学校と専門学校も加わっており、幅広い蔵書検索やレファレンス(※20)への活用など、今後の利用拡大とともにシステムの有効活用を図っていきます。

③学校図書館の図書資料の充実

児童生徒の豊かな読書経験の機会を充実していくため、子どもたちが興味や関心を持つ図書を充実させ、各教科の学習を進める上で必要な図書の配備をすすめていきます。学習・情報センターとしての機能を果たすために予算措置を行い、

※19 OPAC（オパック）……Online Public Access Catalog の略。図書館において検索のため公共利用に供されるオンラインの蔵書目録

※20 レファレンス……図書館利用者の求めに応じ、その調査・研究、学習に対して図書館資料等を使って援助する業務

図書資料の計画的な入れ替えで蔵書の充実を図り、児童生徒の多様なニーズに応えられる、魅力ある学校図書館作りのための整備を行っていきます。

また、新聞を活用した学習を行うため、学校図書館へ新聞を配備します。

④学校図書館の環境整備

子どもたちの発達段階に応じた、利用しやすい室内空間が必要です。図書の配架・レイアウト・紹介方法等に工夫を凝らし、快適な読書環境作りに努めます。また、自由な環境でくつろぎながら読書を楽しんだり、研究・学習の場として活用したり、集中して読書ができるなど、各学校の特色を活かした環境整備に努めます。

⑤ボランティア団体との連携・協力

学校では読書ボランティアやゲストティーチャーによる、読み聞かせやレクチャー(※21)を実施しています。これらの活動は、児童生徒の読書意欲の高まりとともに内容が充実してきており、地域の社会人やボランティア、保護者との交流も深まっています。それによって児童生徒の読書に親しむ習慣の育成や、読書活動への実践が図られています。今後も継続して連携・協力の充実を図っていきます。

⑥学校司書・司書教諭の配置および研修

学校図書館を有効的に機能させるためには、学校司書や司書教諭、学校図書館担当教諭の果たす役割がますます重要になってきています。引き続き、これらの専任スタッフを適切に配置して、学習活動への支援や図書館の運営に取り組んでいきます。また、子どもの学習活動や読書活動を推進していくために、校内研修や研究会等を充実していきます。

⑦障害のある子どもの読書活動の推進

障害のある子どもが豊かな読書活動を体験できるよう、障害の状態に応じた選書や環境の工夫、視聴覚機器の活用、ボランティアによる読書支援等を行っていきます。

(3)子どもの読書活動への理解と関心を深めるための啓発活動

①読書関連行事等の実施

「読書週間」や「読書まつり」に合わせて特別行事等を企画し、読書への意欲や関心を高め、本に親しむ習慣を育てていきます。

※21 レクチャー …… 設定したテーマで話をし、思いや目的を伝える小規模な講義・講話

4月23日の「子ども読書の日」には、その意義を十分に理解して行事等の取組をすすめていきます。学校給食課と図書館が連携して平成23年度から行っている「ものがたりレシピをいただきます」(※22)は、読書に関心のない子どもにも働きかけるよい機会となっています。学校全体の取組として継続して行い、読書への苦手意識をなくすよう努めます。

②PTAとの連携、保護者への働きかけ

家庭での読書を推進するため、PTAと連携をし「家読」を推進していきます。また、読書講演会などを開催し保護者への働きかけを行っていきます。

4. 図書館

市立図書館は本に関する様々なネットワークの中心となる施設であり、読書活動と図書資料の活用に関する知識と経験を持っています。また、子どもの読書活動の推進拠点としてや、活動のコーディネーターとしての専門的な役割も担っています。子どもたちがたくさんの良い本と出会えるような環境整備を総合的にを行いながら、読書意欲を向上させる活動を積極的に推進していきます。

(1)図書館での子どもの読書活動の推進

①団体貸出

幼稚園・保育所(園)・小中学校・児童施設・公民館等の60余りの団体に対して、対象者や利用者の希望に沿った図書をまとめて貸し出しています。子どもたちが身近な場所で図書と出会えるように、新規の貸出要望にも応えていき、さらに利用の充実に努めます。

②移動図書館車

移動図書館車「しらすぎ号」を運行して、子どもたちの興味や関心に応える図書を提供しています。幼稚園・保育所(園)・小学校等を定期的に巡回訪問しており、子どもたちにとって広い分野の図書にふれるよい機会となっています。

平成23年度より小学校のステーションで行っている秋の読書週間キャンペーン(※23)は利用の拡大につながっています。読書の幅を拓げる取組としてこのような企画を継続して行っていきます。

※22 「ものがたりレシピをいただきます」……小郡市が4月23日の「子ども読書の日」に市立の小中学校を対象に行っている行事。本に登場する食べ物を学校給食のメニューに加え、「子ども読書の日」のPRと推薦図書のブックリストを掲載したリーフレットを児童・生徒に配布する

※23 「秋の読書週間キャンペーン」……移動図書館でさまざまなジャンルの本を借りると、配布したカードにスタンプが押され、カードがいっぱいになった児童にはしおり等のプレゼントが贈られる

③学校への協力

ア. レファレンスの支援

授業内容に沿った資料の要望を受け、選書した関係図書を学校や学級へ貸し出しています。また、テーマ別の「調べ学習」(※24)には事前に資料を調査・確保して、児童生徒の図書館での個人利用に対応しています。引き続き、資料を充実させ、「調べ学習」を支援していきます。

イ. 図書利用カードの作成・図書館バックの配布

児童が自分の利用カードとバックを持つことは、図書館を利用するきっかけとなり、本とふれあう環境を格段に広げます。小学校新一年生にカードを作成し図書館バックを配布して、図書館利用の機会をつくっていきます。

ウ. 学級図書コーナー(学級文庫)の充実

身近な場所でさまざまな分野の本と出会う機会をつくるため、学級文庫用に図書館のリサイクル本(※25)を配布したり、団体貸出を行ったりして、学級文庫を充実させていきます。

エ. 図書資料相互利用のシステム活用

市立図書館と各学校図書館に巡回配本車を定期運行しており、図書資料の相互貸借が可能になっています。今後の利用拡大と運用の充実を図っていきます。

オ. 読書指導や読書教育に関する研修会の開催

読書活動に対する指導や図書活用などの資質向上のために、研修会や情報交換の機会を拡充するなど、より一層の充実を図っていきます。

カ. 本好きの子どもを育てるための取組

不読率を下げ、本が好きな子どもを増やすために、平成25年度から「本はともだちプロジェクト」事業(※26)に取り組んでいます。学校での読書環境を整え、子どもの読書を習慣づけるよう、学校と連携しながら取組をすすめていきます。

※24 調べ学習 …… 子どもが自分自身の力で課題を設定し計画を立てて解決をする、自ら学び自ら考える自主的、自発的な学習の方法

※25 図書館リサイクル本 …… 公共図書館で除籍した資料、受入れをしなかった寄贈図書を市民に提供し、再利用してもらうことからそれらの資料をこのように呼ぶ

※26 本はともだちプロジェクト ……本好きの子どもを増やすために、市内の小中学校を対象に小郡市が取り組んでいる事業。各小中学校の読書活動への取り組みを報告し、優れた活動を行っている学校に対して表彰を行う「いきいき読書活動コンクール」と、読んで面白かった、人にすすめた本をPOPにして紹介する「本のPOP講座」を行っている

(2) 子どもの読書活動推進のための環境整備及び推進者の育成・支援

①子ども図書コーナーの充実

子ども向けの魅力ある蔵書構成を図るため、図書の充実とレイアウトの見直しを行います。赤ちゃん絵本コーナーでは選定本を紹介するとともに、子どもと一っしょに利用できる館内環境を確保していきます。発達段階に応じて選書している児童コーナーや、ヤングアダルト(※27)コーナーでは、子どもたちの読書のニーズに応じた図書の充実を図っていきます。また、市内に居住する外国人の子どものために、外国語図書資料の収集もすすめていきます。

②インターネットコーナー

パソコンが身近にある生活環境となり、インターネットによる情報収集が不可欠な社会になっています。そのため、資料収集や研究調査を行う子どもたち(小学校4年生以上)に、コーナーの利用を開放しています。引き続き、アクセスサイトへの規制に配慮しながら、青少年が気軽に利用できるように一層の整備充実を図っていきます。

③読書に障害のある子どもへのサービス

読書に障害のある乳幼児の読書活動を支援するために、音の出る絵本や「さわる絵本」(※28)の充実を図ります。また、「布の絵本」(※29)も利用することができるよう、配備の充実を図っていきます。「布の絵本」はボランティア団体による手作りのため、制作活動へのさらなる協力と支援を行っていきます。

読書に障害のある人のために「マルチメディアデイジー」(※30)など、新しい形態の資料を購入して、今後も引き続き、読書に障害のある子どもたちも楽しめる本や資料の収集に努めます。

また、平成20年度から、福祉課の手話通訳者とパソコンの画面で手話による会話ができる「おごおり手話ネットサービス」を行っています。さまざまな機関と連携して、聴覚に障害をもった子どもにも便利に図書館を利用してもらえ

※27 ヤングアダルト …… 中高校生など、子どもと大人の間に位置する年代の呼称で、ひとつの利用者層として捉えている。主に、図書館界や出版界で使用することば

※28 さわる絵本 …… 視覚障害児のために、布やビニール、毛皮など様々な素材でつくられた絵本。子どもは、貼り付けられた立体的な絵をさわることで、実物を想像して楽しむ

※29 布の絵本 …… 布などを使い、アプリケなどの手法で作られた絵本。ひもやボタン、スナップ、マジックテープなどで、絵がとりはずせるようになっており、肢体不自由児や視覚障害児の機能訓練のために開発された

※30 マルチメディアデイジー …… デイジー (DAISY) とは、Digital Accessible Information System の略。もともとは視覚障害者の録音図書のために開発された。マルチメディアデイジーは、現在広く流通している音声デイジーのさらに進んだもので、音声とその部分のテキストや画像等がシンクロナイズ (同期化) して出力される

るよう努めます。

④読書活動ボランティアの育成と活動支援

読書ボランティアの活動は、子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を果たしています。引き続き、関係機関や団体、施設との連携を図りながら要望等を把握して、読書活動の場や機会を提供していきます。また、これらの活動には幅広い知識や技能・技術が必要となるため、研修会や講習会を開催して資質向上を図るとともに、新しい人材の育成にも努めます。

⑤家庭文庫・地域文庫等の活動支援

子どもの読書活動を推進する上で、子どもの身近な場所に本がある環境を作ることが大切です。地域の公民館や個人宅を開放して、本の貸し出しやおはなし会などを行う文庫の開設と活動を支援し、連携に努めます。

⑥公民館図書室の活用

平成26年1月に三国校区公民館の図書室を改装しました。

絵本架を増設しカウンターを設置して、図書館の職員が在室しサービスを行うことができるようになりました。また、書棚の配置を検討し、保護者のための「子どもと子育ての棚」を作り、関係する本を集めました。

近くに小学校や保育所がある立地を生かし、直接子どもに読書へのアプローチを行うとともに保護者に向けたサービスを行い、本が身近にある環境の整備に努めます。

(3)子どもの読書活動への理解と関心を深めるための啓発活動

①図書館行事の開催

毎週土曜日に行うおはなし会、お正月やクリスマスなどの時節に合わせたイベントやおはなし会、ボランティア団体による定例おはなし会等では、子どもたちに楽しく本と出会える機会を提供しています。引き続き、図書館に親しみ図書館の利用を促すために、おはなし会や子ども企画(※31)などの楽しい行事を充実していきます。また、学習と体験の場として夏休み子ども企画を開講し、市民・保護者を対象にした子ども読書に関する講演会等を開催して、読書活動への理解を深めていきます。

※31 子ども企画 …… 小郡市立図書館で夏休みに開催する子ども向けの講座。工作、絵手紙、香りなど、子どもの興味、関心にあわせて、さまざまなテーマで開催している

②啓発・広報活動

幼い頃から本と親しむことが子どもの生きる力を育むことを伝え、家庭での読書環境を整えるために「家読」を推進し、子ども向けの読書行事やイベントの周知や案内を行っていきます。子どもや保護者が読書活動に興味や関心を示すことで、読書環境の一層の充実が図られるため、団体や関係機関等で取り組まれる活動状況を把握して、地域や家庭に向けて情報提供を行っていきます。また、読書関係ボランティア団体の活動状況等も広く紹介していきます。今後も引き続き、積極的な啓発活動をすすめていきます。

第4章 計画の効果的な推進に向けて

1. 関係機関との連携・協力

(1) ネットワーク

本計画の具体的な活動は、教育機関や行政機関、児童施設、協力団体等のそれぞれの分野で専門的に取り組まれます。図書館は推進拠点として、関係機関と相互の情報交換や取組の調整を行い、より効果的な活動を推進していきます。

(2) 大学・専門学校との連携・協力

図書館と大学図書館や専門学校との連携・協力体制は、福岡女学院大学、高尾看護専門学校、平岡学園との間で行っています。ブックスタート事業の効果分析研究や図書資料の相互貸借など、子どもの読書活動への協力や助言と専門分野からの情報収集が可能になっています。このような連携・協力を引き続き行っていきます。

2. 啓発・広報等の推進

子どもが読書に興味や関心を持ち、子どもの読書活動に携わる人たちの資質向上を図るために、様々な啓発・広報活動を行う必要があります。そのためには、幅広く情報を共有して、各団体との連携を密にしていかなければなりません。そして、子どもの読書活動への関心と理解が、市民の間に広く深まっていくように努めていくことが重要です。関連行事やイベント等の開催をとおして、子どもの読書活動の推進を広く市民に紹介していきます。

3. 財政上の措置

(1)市は、この推進計画に示された各種施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

(2)市は、この推進計画に示された子どもの読書活動の推進に関する各種施策のための必要な財政上の措置を講ずるよう、国・県に働きかけていきます。

4. 今後の取組について

小郡市子ども読書活動推進計画策定に携わった関係機関や団体との意見交換等を行い、本計画の円滑な推進に努めていきます。また、今後の推進状況等を検討していく機関は「小郡市子どもの読書活動推進計画策定委員会」とし、この推進計画の取組等について総合的な意見を求めていきます。

第5章 子ども読書活動推進計画の実施体系

	施策項目	実施区分	担当・所管課
1. 家庭・地域	(1)-①「おひなよし会」等の充実と参加の呼びかけ	継続	図書館 生涯学習課
	(1)-②ブックスタート事業の推進	継続	健康課・図書館
	(2)-①選定絵本・図書リストの活用	継続	健康課 図書館・教務課
	(2)-②学童保育所における読書活動の充実	拡充	子育て支援課
	(2)-③推進者への支援	拡充	図書館 生涯学習課
	(3)-①「読書活動関連の講座」の開催	拡充	図書館・教務課 生涯学習課
	(3)-②子ども読書の日・読書週間の取組	拡充	図書館・教務課 生涯学習課 子育て支援課 学校給食課
	(3)-③「家読」への取組	拡充	図書館・教務課 生涯学習課 子育て支援課
2. 幼稚園・保育所(園)・ 地域子育て支援拠点 事業	(1)-①絵本や物語に親しむ取組	継続	教務課 子育て支援課
	(1)-②幼稚園・保育所(園)における未就園児への取組	拡充	教務課 子育て支援課
	(1)-③地域子育て支援拠点での取組	拡充	子育て支援課
	(1)-④家庭学級での取組	継続	生涯学習課
	(2)-①図書スペースの確保と充実	拡充	教務課 子育て支援課
	(2)-②推進者の育成・支援	拡充	教務課 子育て支援課
	(3)-①保護者へのはたらきかけ	拡充	教務課 子育て支援課
3. 学 校	(1)-①学校の特色を活かした読書指導・読書活動の取組	拡充	教務課
	(1)-②学校図書館の運営	継続	教務課
	(1)-③学校図書館支援センターの設置	継続	教務課

	(1)-④学校と市教育委員会との連携	拡 充	教務課・図書館
	(1)-⑤高等学校ほか	拡 充	教務課・図書館
	(2)-①学校図書館の「読書センター」機能と「学習・情報センター」機能の充実	拡 充	教務課・図書館
	(2)-②学校図書館の情報通信ネットワークシステムの利用	拡 充	教務課・図書館
	(2)-③学校図書館の図書資料の充実	継 続	教務課
	(2)-④学校図書館の環境整備	継 続	教務課
	(2)-⑤ボランティア団体との連携・協力	拡 充	教務課・図書館 生涯学習課
	(2)-⑥学校司書・司書教諭の配置および研修	継 続	教務課
	(2)-⑦障害のある子どもの読書活動の推進	継 続	教務課・図書館
	(3)-①読書関連行事等の実施	拡 充	教務課
	(3)-②PTAとの連携、保護者への働きかけ	拡 充	教務課・図書館 生涯学習課
4. 図書館	(1)-①団体貸出	拡 充	図書館・福祉課 生涯学習課
	(1)-②移動図書館車	拡 充	図書館・教務課 子育て支援課 生涯学習課
	(1)-③学校への協力	拡 充	図書館・教務課
	(2)-①子ども図書コーナーの充実	継 続	図書館
	(2)-②インターネットコーナー	継 続	図書館
	(2)-③読書に障害のある子どもへのサービス	拡 充	図書館・教務課 福祉課
	(2)-④読書活動ボランティアの育成と活動支援	継 続	図書館
	(2)-⑤家庭文庫・地域文庫等の活動支援	拡 充	図書館 生涯学習課
	(2)-⑥公民館図書室の活用	拡 充	図書館 生涯学習課
	(3)-①図書館行事の開催	継 続	図書館
	(3)-②啓発・広報活動	拡 充	図書館

子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日 法律第154号

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

1 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

2 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

3 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

4 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

5 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

6 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

経緯

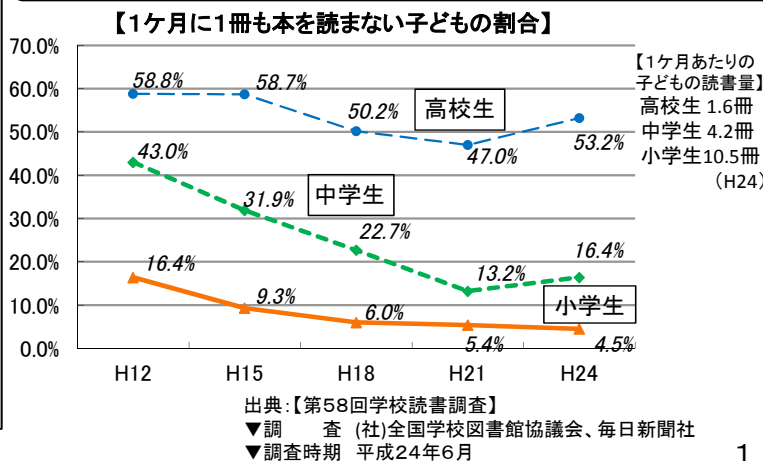
- H13年12月 「子どもの読書活動の推進に関する法律」成立
- H14年8月 「第一次基本計画」閣議決定（H15年度～19年度）
- H20年3月 「第二次基本計画」閣議決定（H20年度～24年度）
- H23年9月 「国民の読書推進に関する協力者会議」報告書
- H24年7～12月 関係団体、有識者ヒアリング
- H24年12月 中教審スポーツ・青少年分科会
「第三次基本計画（骨子案）」について
- H24年12月 「図書館の設置及び運営上の望ましい基準（告示）」
改正
- H25年3月～4月 「第三次基本計画（案）」パブリックコメント
- H25年3月 中教審スポーツ・青少年分科会
- H25年5月17日（金）「第三次基本計画」閣議決定

《参考1》子どもの読書活動の推進に関する法律(H13) 一抄一

- 第8条
- 1項 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画を策定しなければならない。
 - 2項 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
 - 3項 前項の規定は、子ども読書推進基本計画の変更について準用する。

《参考2》子どもの読書量

小学生、中学生、高校生と学校段階が進むにつれて、子どもたちが読書をしなくなる傾向にある。



第三次「子ども読書活動推進基本計画」の概要①

1. 第三次子ども読書推進計画とは

「子どもの読書活動の推進に関する法律」(H13)に基づき、今後おおむね5年(H25～29年度)にわたる施策の基本的方針と具体的な方策を明らかにするもの

2. 現状と課題

《現状》

- ①図書館数 (H20年度) 3,165館 → (H23年度) 3,274館
- ②児童への貸出冊数(年間)
(H19年度) 約1億3,420万冊 → (H22年度) 約1億7,956万冊
- ③読解力 (H18年度) 15位/57か国 → (H21年度) 8位/65か国

《課題》

①学校段階における差が依然として大きい

※不読率(H24)	小学生	4.5%
【1ヶ月に1冊も本を読まない子どもの割合】	中学生	16.4%
	高校生	53.2%

②地域間の取組の差が大きい

	市	町	村
※市町村計画策定率(H23年度)	71.1%	41.0%	29.7%
※市町村別公立図書館設置率(H23年度)	98.3%	60.1%	25.0%

3. 基本的方針

①家庭、地域、学校を通じた社会全体における取組

- ・家庭、地域、学校が担うべき役割の明確化。
- ・国、地方公共団体、民間団体等が連携を図りながら子どもたちが読書に親しむ機会を提供。

②子どもの読書活動を支える環境を整備

- ・読書環境の地域格差の改善。
- ・読書に親しむ機会の提供、施設・設備の整備。

③子どもの読書活動に関する意義の普及

- ・読書活動の意義の普及に努め、社会的機運の醸成を図る。

4. 推進体制等

①国

関係省庁、地方公共団体、学校、図書館、民間団体等との連携を深めるとともに、子どもの読書活動を推進するための関連情報を収集、提供する。

不読率の改善

《現状(H24)》	【指標(H29)】	《参考(H34)》
小学生 4.5%	→ 3%以下	→ 2%以下
中学生 16.4%	→ 12%以下	→ 8%以下
高校生 53.2%	→ 40%以下	→ 26%以下

今後10年間で不読率の「半減」を目指す

②地域

都道府県・市町村は「子ども読書活動推進計画」を策定する(法第9条)。都道府県は100%の策定率だが、市町村はさらなる策定を目指す。

市町村推進計画の策定率の向上

《現状(H23)》	【指標(H29)】
市 71%	→ 100%
町村 39%	→ 70%以上

③子どもと本をつなぐネットワーク

子どもと本をつなぐ全ての人の連携を促進するため、国、地方公共団体、民間団体が各々の活動内容を充実させ、連携・協力を図る。

第三次子ども読書活動推進基本計画の概要②

5. 子どもの読書活動の推進のための方策

① 家庭

◆家庭での読書の習慣づけ

- ・理解の促進
- ・ブックスタート
(乳児健診時に、読み聞かせ方法の説明・絵本の配本を実施)

④ 民間団体等

◆読書週間等のキャンペーンの実施

◆民間団体等の活動支援 (子どもゆめ基金)

◆ボランティアグループ、企業の社会貢献活動

⑤ 普及啓発活動

◆「子ども読書の日」(4月23日)

◆「文字・活字文化の日」(10月27日)

◆優れた取組の奨励

- ・優れた実践をしている学校、図書館、民間団体、個人を表彰 うちどく
- ・家庭ふれあい読書(家読)等の推進
- ・書評合戦(ビブリオバトル)の推奨
- ・読書活動を通じた国際交流の推進

◆優良な図書の普及

児童福祉文化財として推薦される優良図書を図書館、児童福祉施設、視聴覚ライブラリー等に配布

② 地域

◆図書館の役割と取組

- ・図書館による読書活動に関する情報提供の推進(全ての図書館でインターネット等を活用した情報提供)
- ・学校図書館との連携強化
- ・ボランティア活動の促進(ボランティア登録制度等)

◆図書館の機能強化

①公立図書館の整備

- ・都道府県100%、市98.3%、町60.1%、村25.0%
- ・未設置の市町村においては、住民の生活圏、図書館の利用圏等を考慮し、図書館の設置に努める

②図書館の資料、施設等の整備・充実

- ・「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(告示)(H24年12月)を踏まえ、以下を推進
- ・移動図書館の活用
- ・情報化の推進(オンライン閲覧目録(OPAC)等の導入)
- ・子どもの利用のためのスペース整備(児童室等)
- ・障害のある子どものための諸条件の整備・充実(点字資料、大活字本、録音資料等)
- ・運営状況に関する評価等の実施

◆司書・司書補の適切な配置・研修の充実

◆その他

- ・「国際子ども図書館」と学校図書館等の連携
- ・大学図書館の知見や資料の活用
- ・児童館での読み聞かせやお話会

③ 学校等

◆幼稚園、保育所、認定こども園

幼稚園教育要領・保育所保育指針に基づき、絵本や物語に親しむ活動の充実と環境の整備

◆小学校、中学校、高等学校等

①学習指導要領

言語に関する能力の育成や人間形成や情操の涵養に重要な読書活動を充実

②読書習慣の確立、読書指導の充実

- ・全校一斉読書活動
- ・児童生徒による図書紹介
- ・卒業までの読書目標の設定
- ・障害のある子どもの読書活動の推進

◆学校図書館の資料、施設等の整備・充実

①学校図書館図書整備5か年計画

《地方交付税措置》 (H24-28年度)

- ・学校図書館図書標準
単年度約200億円(総額約1,000億円)
- ・学校図書館への新聞配備
単年度約15億円(総額約75億円)

②学校図書館図書標準の達成

現状(H23年度末)

小学校 56.8%
中学校 47.5%

学校図書館図書標準の達成

◆学校図書館の情報化

- ・コンピューターの整備、図書情報のデータベース化等

◆司書教諭、学校司書等の人的配置の推進

《学校司書の配置に対する地方交付税措置》
H24年度から単年度約150億円

文字・活字振興法

平成17年7月29日 法律第91号

（目的）

第1条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

（基本理念）

第3条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

（国の責務）

第4条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（関係機関等との連携強化）

第6条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（地域における文字・活字文化の振興）

第7条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第8条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第9条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第10条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第11条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第12条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

国民読書年に関する決議

平成20年6月6日

<衆議院本会議>

国民読書年に関する決議(第一六九回国会、決議第二号)

文字・活字は、人類が生み出した文明の根源をなす崇高な資産であり、これを受け継ぎ、発展させて心豊かな国民生活と活力あふれる社会の実現に資することは、われわれの重要な責務である。

しかしながら、我が国においては近年、年齢や性別、職業等を越えて活字離れ、読書離れが進み、読解力や言語力の衰退が我が国の精神文明の変質と社会の劣化を誘引する大きな要因の一つとなりつつあることは否定できない。

我が国の国会はこうした危機意識から、平成十一年(西暦一九九九年)に「子ども読書年に関する決議」を衆参両院で採択、平成十三年(西暦二〇〇一年)には「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定、さらに平成十七年(西暦二〇〇五年)には「文字・活字文化振興法」を制定し、具体的な施策の展開を政府とともに進めてきた。

学校における「朝の読書運動」の急速な浸透、読書の街づくりの広がり、様々な読書グループの活性化など、国民の間の「読み・書き」運動の復活、振興などはその効果の顕著な例である。

こうした気運の一層の発展をめざし、われわれは「文字・活字文化振興法」の制定から五年目の平成二十二年(西暦二〇一〇年)を新たに「国民読書年」と定め、政官民協力のもと、国をあげてあらゆる努力を重ねることをここに宣言する。

右決議する。

(笹川堯君外十二名提出)

<参議院本会議>

国民読書年に関する決議

文字・活字によって、人類はその英知を後世に伝えてきた。この豊穡で深遠な知的遺産を受け継ぎ、更に発展させ、心豊かな社会の実現につなげていくことは、今の世に生きる我々が負うべき重大な責務である。

しかし、近年我が国でも「活字離れ」と言われて久しく、年齢層を問わず、読書への興味が薄れていると言わざるを得ない。これが言語力、読解力の衰退や精神文明の変質の大きな要因の一つとなりつつあることは否定できない。

我々はこの事実を深刻なものと受け止め、読書の価値を見直し、意識の啓発を目指し、政府と協力してあらゆる活動を行ってきた。一九九九年に「子ども読書年に関する決議」を両院で採択、二〇〇一年には「子どもの読書活動の推進に関する法律」を立法、さらに二〇〇五年には「文字・活字文化振興法」を制定し、具体的な施策の展開を推し進めてきた。

それらに呼応して「朝の十分間読書運動」の浸透、読書の街づくりの広がり、様々な読書に関する市民活動の活性化など、読書への国民の意識は再び高まりつつある。

この気運を更に高め、真に躍動的なものにしていくため、二〇一〇年を新たに「国民読書年」と定めたいと思う。これにより、政官民が協力し、国をあげてあらゆる努力を重ねることをここに宣言する。

右決議する。

(西岡武夫君外六名発議)

読書ボランティアグループ一覧

平成27年3月現在

No	団体名	主な活動
1	大原小おはなし会 おはなしブーケ *	大原小学校で朝読の時間に絵本の読み聞かせを行っている。
2	おはなし希鈴(きりん) *	のぞみが丘小学校などで、絵本、紙芝居、パネルシアター、手遊びなどのおはなし会を開催している。
3	おはなし畑 *	小中学校などで絵本の読みきかせ、ストーリーテリング、ブックトークなどを行っている。
4	お話しひょうたん島 *	味坂小学校の朝読の時間に絵本の読み聞かせを行っている。
5	おはなしポケット *	立石小学校などで主に絵本の読みきかせを行っている。
6	おはなしほっぺ *	毎月第3水曜日に市立図書館で乳幼児とその保護者向けにおはなし会を開催している。
7	紙芝居文化の会小郡	月1回の定例会で紙芝居作品を研究。毎月第3土曜日に図書館で紙芝居の実演を行っている。
8	七夕おはなし会 *	シニア世代の会員が、市内の保育所、幼稚園、小中学校などで絵本の読み聞かせ、手遊び、紙芝居、パネルシアターなどの実演を行っている。
9	布の絵本の会 おりひめ	月1回の定例会で布の絵本の制作を行い、出来上がった絵本は市立図書館に寄贈している。
10	ハニービズケット 三国おはなし会 *	三国小・中学校を中心に絵本の読み聞かせや、語り等の活動。ふれあい館三国で定期的におはなし会を開催している。

※「*」がついた団体は、小郡市「子どもの読書」関連団体連絡協議会会員

小郡市子どもの読書活動推進計画策定委員会委員

平成27年7月

No	区 分	氏 名	所 属
1	識見を有する者	篠原 忍	福岡女学院大学名誉教授
2	関係団体を代表する者	古賀 則男	民生委員・児童委員協議会代表
3		行徳 恵美子	小郡市保育協会代表
4		久保山 京一	小郡市幼稚園長会代表
5		伊藤 京子	小郡市小学校長会代表
6		香月 浩	小郡市中学校長会代表
7		中村 茂喜	小郡市内高等学校長代表
8		豊福 武士	小郡市小・中学校PTA会長代表
9		井戸 守	小郡市自治公民館連絡協議会代表
10		西川 千春	小郡市「子どもの読書」関連団体連絡協議会代表
11		鎮守 俊明	北筑後教育事務所社会教育室
12		裕村 隆毅	福岡県立図書館企画協力課
13	林 智香子	児童発達支援センターゆう 園長	
14	公募に応じた者	黒岩 英理香	
15		三木 さおり	

*任期：平成27年7月1日～平成32年3月31日

「小郡市子ども読書活動推進計画」（第3次）

平成27年3月（改訂：平成27年7月1日）

小郡市 小郡市教育委員会 小郡市立図書館

事務局：小郡市立図書館

〒838-0142 小郡市大板井 136-1 TEL 0942-72-4319